

事業者の皆さんへ
年末年始の道路工事などを規制

年末年始は交通量の増加が見込まれることから、道路工事などが規制されます。工事の申請などを行う際はご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

規制期間12月27日(土)～1月4日(日) **問**建設管理課☎ 423－9497

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の
廃棄はフロン類の回収が必要です

フロン排出抑制法に基づき、業務用エアコンなどを捨てる際には、フロン類充填回収業者へフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には50万円以下の罰金が科せられます。

問府産業廃棄物指導課
☎ 06－6210－9626



労働相談センターにご相談を

働く人、雇用する人からの様々な労働相談を、オンライン（QRコードで予約）や面談、電話で受け付けています。

日・時月～金曜日午前9時～午後6時（午後0時15分～1時を除く）
場エル・おおさか（大阪市中央区） **予約・問**電話またはQRコードで府労働相談センターへ☎ 06－6946－2600



令和6年度
審議会等の会議の公開状況

令和7年3月31日現在、審議会等は77機関あり、そのうち、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例に基づき、会議の公開が義務付けられているものは54機関、公開しないものは24機関（再掲1機関を含む）でした。公開が義務付けられている

もののうち、昨年度中に会議・会議録の公開を実施したものは30機関（会議数66回）で、例外的に非公開の会議を開催したものは4機関（再掲1機関を含む。会議数4回）でした。また、委員を選任しているが会議が開催されなかったものは10機関、委員を選任していないため開催されなかったものは11機関でした。詳しくは市ホームページをご確認ください。
問総務管財課☎ 423－9532

市関連施設 休業等のお知らせ



- 五風荘（岸城町）の臨時休業
12月1日(月)・15日(月)は、施設メンテナンスなどのため臨時休業します。
問観光課☎ 423－9486
- 岸和田城（岸城町）の臨時休場
12月8日(月)は、施設設備点検作業のため臨時休場します。
- 二の丸広場観光交流センター（岸城町）の臨時休館
12月19日(金)は、施設設備点検作業のため臨時休館します。
問岸和田市観光振興協会☎ 436－0914

国の教育ローン



高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。詳しくはホーム

ページをご確認ください。

融資額子ども1人350万円以内
金利年3.15%（固定金利）※母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、世帯年収200万円（所得132万円）以内の人、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の人は年2.75%（令和7年11月1日現在）
返済方法毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済可） **問**教育ローンコールセンター☎ 0570－008656（ナビダイヤル）、☎ 03－5321－8656



北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。一日でも早い拉致問題の解決のためには、国民の強い思いが必要です。拉致問題や北朝鮮当局による人権侵害問題に対して、認識を深めましょう。

問岸和田警察署☎ 439－1234



税金

要支援・要介護認定を受けている人の税控除

所得税や市・府民税の申告で証明が必要な人は、介護保険課へ申請してください。認定書の交付には時間を要します。申請には対象者の印鑑が必要です。※審査・判定結果により認定書を発行できない場合があります。

■障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、次の①②の両方に当てはまる人に、認定書を交付します。①65歳以上で市内に住所を有している ②寝たきり状態や認知症などの症状が一定の基準を満たしている ※この認定書は税

の申告以外に利用できません。

■おむつ代の医療費控除

要介護認定の状況や用いた主治医意見書の内容が一定の基準を満たしている人に認定書を交付します。医療費控除を初めて受ける人は、おむつを使用した年の要介護認定の有効期間が6カ月以上必要です。

申請・問いずれも介護保険課に備え付けの申請書（市ホームページからダウンロード可）を、直接または郵送で介護保険課認定担当へ〒596－8510 ☎ 423－9476

12月は「税込確保重点月間」

税の公平性と自主財源である府税収入の確保のため、徴収の取り組みを強化しています。税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、身近な生活に活かされています。納期限までに納税いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

問府泉南府税事務所☎ 439－3601



子育て

児童手当の振り込み



10・11月分を12月10日(木)に受給者の口座へ振り込みます。通帳記入のうえ、ご確認ください。

問子育て支援課☎ 423－9624

年齢区分	手当月額	第3子以降
0～3 歳未満	15,000 円	30,000 円
3 歳～ 高校生年代	10,000 円	
大学生年代	児童数に含める	